

# 令和4年度 第17回全体庁議（12月27日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(1) 帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例の骨子案に対するパブリックコメントの結果について[総務部]
----	-------	--------------	---

## ■ 提案・報告の趣旨

「帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例(骨子案)」に対するパブリックコメントの実施結果及び、同骨子案の修正は行わずに条例案の策定を進めることについて、令和5年1月13日の総務委員会に報告するもの

## ■ 提案・報告の主な内容(概要)

条例制定にあたり、令和4年11月22日から同年12月21日までの間で実施した「帯広市個人情報の保護に関する法律施行条例(骨子案)」に対するパブリックコメントについて、市民からの意見はなかったことから、同骨子案の修正は行わず、条例案の策定を進めることとした。

### 【新条例の規定内容等】

#### 1 新条例に規定する事項

- ① 開示請求における手数料について  
⇒ これまでどおり、手数料は無料とし、写しの交付等に要する費用の実費相当の負担のみとする。
- ② 不開示情報のうち職務遂行に係る公務員等の氏名について  
⇒ これまでどおり、開示することとする。
- ③ 開示請求の決定・延長期限について  
⇒ これまでどおり、開示決定及び延長可能な期限をそれぞれ15日以内とする。
- ④ 市の審査会への諮問について  
⇒ これまでどおり、必要に応じて帯広市情報審査会から意見を聴くことができることとする。
- ⑤ 個人情報保護制度の運用状況の公表について  
⇒ これまでどおり、市独自の公表を行うこととする。

#### 2 改正法に合わせて他の条例を整理する事項

- ① 帯広市情報公開条例の非開示情報について(公共安全情報及び国の安全等に関する情報)  
⇒ 改正法に合わせ、情報公開条例の規定を整理する。

### ※ 参考

#### ア 改正法のとおり運用する事項

- ① 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表について  
⇒ 改正法に合わせ、個人情報ファイル簿に一本化する。
- ② 訂正請求・利用停止請求の決定・延長期限について  
⇒ 改正法に合わせ、訂正請求等の決定及び延長可能な期限をそれぞれ30日以内とする。

#### イ 今後必要に応じて検討する事項

- ① 行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集制度について  
⇒ 今回は制度の導入を見送り、導入の可否等について継続的に検討していく。
- ② 条例要配慮個人情報の内容について  
⇒ 今回は規定を設けないこととし、必要に応じて検討していく。

## ■ 今後のスケジュール

- ・ 令和5年1月13日 総務委員会にパブリックコメントの結果等を報告
- ・ 令和5年3月1日 3月議会に条例案を提案
- ・ 令和5年4月1日 条例の施行

## ■ 審議結果

- ・ 同内容で、1月13日総務委員会へ報告することで了承された。

## ■ その他、指摘事項等

- ・ 特になし